

■各施設

施設（電話番号：市外局番 0790）	休業期間	備考	
市役所 ☎42 1110	12月29日（火）～1月3日（日）	出生届、婚姻届、死亡届、斎場の予約は、休業中も市役所東側宿直室（※1）で受付しています。 住民票・印鑑登録証明書等の自動交付機は12/29～1/3は休止します。	
斎場 ☎44 0760	1月1日（金）・2日（土）	3日以降の予約は休業中も上記※1で受付	
加西病院 ☎42 2200	12月29日（火）～1月3日（日）	救急外来は通常どおりです。	
収集カレンダーによる収集	ごみ収集 ☎46 0602	12月30日（水）～1月3日（日）	ごみカレンダーで確認ください。
	し尿収集 ☎46 0334	12月29日（火）～1月3日（日）	し尿収集を12月28日（月）に希望される方は、12月25日（金）までにお申し込みください。
加西市クリーンセンターへの ごみの持ち込み ・粗大ごみ、埋立てごみ、資源ごみ ※可燃ごみの持ち込みはできません ☎46 0602	12月30日（水）～1月3日（日） ※12月27日（日）8:30～11:30は第4日曜日開場日です。 ※12月29日（火）8:30～16:30（12:00～13:00除く）は年末特別開場日で受け入れを行っています。	年末は混雑しますので、2t車以上での持ち込みはご遠慮ください。また、排出元（家庭、事業所）での、ゴミ分別にもご協力をお願いします。	
小野クリーンセンターへの ごみの持ち込み ・可燃ごみ、粗大ごみ ※埋立てごみの持ち込みはできません ☎ 0794-62-6250	12月31日（木）～1月3日（日） ※12月29日（火）、30日（水）8:30～11:30は年末特別開場日で受け入れを行っています。	年末は混雑しますので、年末特別開場日までに早めのゴミの持ち込みをお願いします。受付時には、身分証（免許証等）の確認が必要になります。	
地域交流センター ☎42 0106	12月28日（月）～1月4日（月）	住民票・印鑑登録証明書等の自動交付機は、期間中は休止します。	
図書館 ☎42 3722	12月28日（月）～1月4日（月）	本を返すときは返却ポストへ。	
市民会館 ☎43 0160	12月28日（月）～1月4日（月）	文化ホールは休館（平成29年3月頃まで）	
健康福祉会館 ☎42 6700	12月28日（月）～1月3日（日）		
勤労者体育センター 加西テニスコート アラジンスタジアム 市民グラウンド 多目的グラウンド すぱーく加西 ☎42 6302 アクアかさい ☎42 3465 加西南テニスコート ☎49 3870	12月28日（月）～1月4日（月）		
オークタウンかさい ☎44 2595	12月28日（月）～1月4日（月）		
中央公民館☎42 2151 善防公民館☎48 2643 南部公民館☎49 0041 北部公民館☎45 0103	12月28日（月）～1月4日（月）		

■公共交通機関

公共交通	運休期間	
コミバス KASAI ねっぴ〜号 ☎42 0056	12月30日（水）～1月3日（日）	
はっぴーバス ☎44 0150	12月29日（火）～1月3日（日）	
北条鉄道 ☎42 0036	12月30日（水）～1月3日（日）	は、土・休日ダイヤで運行します。

地域包括ケア病棟を開設

平成 26 年 4 月から、急性期医療から在宅療養までを結ぶ「要」として地域包括ケア病棟が、厚生労働省の診療報酬改定を受けて新設されました。改定により、加西病院では、平成 27 年 8 月から 5 階病棟を「地域包括ケア病棟」として運用しています。

急性期医療に加えて地域包括ケア病棟を運用することで、急性期後の療養を行い長期の入院が可能になります。新しい病棟運用で、皆さまの幅広いニーズにお応えすることができるようになりました。

■地域包括ケア病棟とは

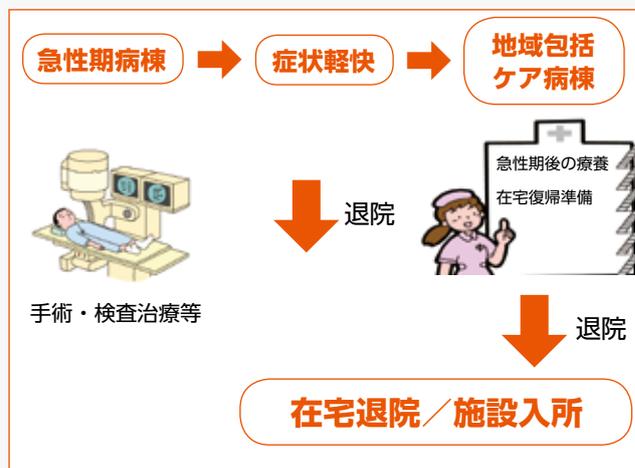
急性期を過ぎた後、すぐに在宅や施設へ移行するには不安のある患者さんに対し、入院期間 60 日を限度として、在宅復帰に向けた支援を目的とする病棟です。

主な対象者は次のような方です。

- ・急性期治療がほぼ終了し、在宅復帰に向けて、回復期治療が必要な方
- ・自宅や介護施設などで安心して生活するためのサポート体制を整える準備期間が必要な方
- ・在宅復帰に向けて、一定以上の頻度でリハビリテーションが必要な方など

地域包括ケア病棟への入院が必要な場合は、患者さん

の病状に応じて主治医が判断し、患者さんご家族の方に提案します。地域包括ケア病棟では、「在宅復帰支援計画」に基づき主治医、看護師、リハビリテーションスタッフ、医療相談員などが協力して、在宅復帰に向けた相談や支援を行います。



■入院費は定額です

1 日あたりの入院費は定額で、投薬・注射・簡単な処置・リハビリテーション・検査・画像診断・入院基本料が含まれています（差額ベッド代やオムツ代など保険診療外のものを含みません）。

後期高齢者（75 歳以上）の方は、月の医療費の上限額が定められていますので、例外を除き自己負担額は変わりません。

（地域医療室・医事課）

固定資産税に関する届出

問合せ／税務課 ☎ 8713 FAX 5700
zeimu@city.kasai.lg.jp

■土地・家屋について

固定資産税・都市計画税は、毎年 1 月 1 日現在の状況で課税することになっています。次の場合は、連絡をしてください。

- ・土地の利用状況が変わった場合
 - ・家屋を取り壊した場合
 - ・家屋を新築や増築し、家屋評価が終わっていない場合
- ※未登記家屋の所有者が、相続・売買・贈与等で変わった場合は「未登記家屋所有者変更申請書」を提出してください。

■償却資産の申告について

償却資産（固定資産税）の申告は、平成 28 年 2 月 1 日（月）までです。

申告が必要な方／法人や個人で工場や商店などを経営している方や事業（不動産貸付業、太陽光発電等）を行っている方。事業用に使用する機械・器具・備品・構築物などの償却資産は、固定資産税の課税対象となるため、平成 28 年 1 月 1 日現在の資産状況を申告してください。※昨年申告した方は、12 月中旬に送付する申告用紙を提出してください。平成 27 年中に新たに事業を始めた方など、申告用紙が届かない場合は連絡してください。

インターネットによる電子申告システム(エルタックス)

インターネット経由で申告手続きを行うことができます（全資産申告、増加資産／減少資産申告）。ご利用にあたっては、利用届出が必要です。詳細は、エルタックスのホームページ (<http://www.eltax.jp/>) をご覧ください。